



第5章 資料編

1. 伊奈町総合振興計画審議会条例

昭和48年10月28日

条例第29号

改正 平成5年12月22日条例第22号

平成8年6月21日条例第8号

平成12年9月27日条例第24号

平成17年3月31日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊奈町総合振興計画を樹立するため、伊奈町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ伊奈町総合振興計画の策定その他の実施に関し必要な調査及び審議を行うため、伊奈町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者 10人以内

(2) 公募による者 2人以内

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 2 伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

附 則(平成5年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第8号)

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に委嘱又は任命された委員の任期中は、改正前の規定を適用する。

附 則(平成17年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

▼ 伊奈町総合振興計画審議会委員

(敬称略・五十音順)

役職	氏名	所属
委員	伊藤 晴一	消防団団長
委員	牛久保 和枝	子ども育成会連絡協議会副会長
会長	大貫 毅	区長会会長
委員	加藤 衛	民生委員・児童委員協議会会長
委員	川田 金造	商工会副会長
委員	釘宮 昌平	公募
委員	関山 洋子	環境審議会委員
副会長	永田 康子	男女共同参画推進協議会会長
委員	中村 仁	農業委員会会長
委員	細田 浩	都市計画審議会会長
委員	三國 隆夫	教育長職務代理者

※所属は委嘱をした時のものとなっています。

2.伊奈町総合振興計画審議会諮問

企発第 62 号
令和6年8月26日

伊奈町総合振興計画審議会
会長 大 貫 毅 様

伊奈町長 大 島 清

伊奈町総合振興計画(案)について(諮問)

伊奈町総合振興計画審議会条例(昭和48年条例第29号)第2条の規定により、下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 伊奈町総合振興計画 基本構想(案)(令和7年度～令和16年度)
- 2 伊奈町総合振興計画 基本計画(案)(令和7年度～令和11年度)

3.伊奈町総合振興計画審議会答申

令和6年11月15日

伊奈町長 大 島 清 様

伊奈町総合振興計画審議会
会 長 大 貫 毅

伊奈町総合振興計画(案)について(答申)

令和6年8月26日付け企発第62号により本審議会に諮問された伊奈町総合振興計画(案)(令和7年度～令和11年度)について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

示された基本構想(案)については、町の特性である自然豊かな環境と、都心に近く利便性の高い立地を生かし、令和16年度目標人口である46,000人の達成に向けたまちづくりの基本方針を示しており、その内容は概ね妥当と考えます。また、町民アンケートや団体ヒアリング、中学生、高校生、町民対象のワークショップ等の実施により、広く町民等の意見を取り入れている点についても評価できます。

次に、基本計画(案)については、基本構想の実現に向けた各種施策が展開されているとともに、一体的に策定する「伊奈町デジタル田園都市国家構想総合戦略」との相互連携により、人口減少対策とデジタルの力による地方創生の更なる推進が期待でき、その内容は概ね妥当と認めます。

なお、基本構想に掲げる「これからも安心して住み続けられる めくもりのあるまちづくり」の実現に向けて、各施策を着実に実施していただくとともに、次の事項に十分配慮し、鋭意努力されるよう要望します。

近年、地震や風水害等の自然災害が多く発生していることから、町民・地域・行政との協働による防災・減災対策や、地球環境に配慮したまちづくり等を、迅速かつ長期的な視点で取り組むことを求めます。

また、少子高齢化や人口減少への対応として、移住・定住の促進や、シティプロモーションの推進によるシビックプライドの醸成に努めるとともに、町内産業の活性化や企業誘致等の推進、公共交通等の整備を推進し、伊奈町に住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくことが重要です。加えて、デジタルの力による技術革新や、情報発信の充実、行政サービスの利便性向上に重点的に取り組み、効率的かつ持続可能なまちづくりを目指してください。

さらに、「物質的な豊かさ」だけではなく「心の豊かさ」を求める価値観が注目されている時代のなか、計画の推進に当たっては、「Well-being」を意識したまちづくりに努めてください。

4.伊奈町総合振興計画策定委員会 設置規程

(設置)

第1条 伊奈町の総合的かつ計画的な行政運営を図る伊奈町総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)の策定を円滑に行うため、伊奈町総合振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町の現状及び町民の意向を調査検討し、総合振興計画を策定する。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、総合振興計画の策定に関する重要事項の協議及び総合調整を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。

3 委員は、伊奈町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第17号)別表第2に規定する7級及び6級の等級にある者(主幹は除く。)をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めたときは、関係職員に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庁内ワーキンググループの設置)

第6条 総合振興計画策定のための具体的な事項等を調査研究するため、委員会の下部組織として庁内ワーキンググループを設置する。

2 庁内ワーキンググループは、総務建設産業グループ及び文教民生グループの2グループで構成する。

3 庁内ワーキンググループは、関係する課等の職員で組織する。

4 庁内ワーキンググループの各グループにリーダー及びサブリーダーを置き、当該職員の互選によりこれを定める。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数で公開を決定したときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

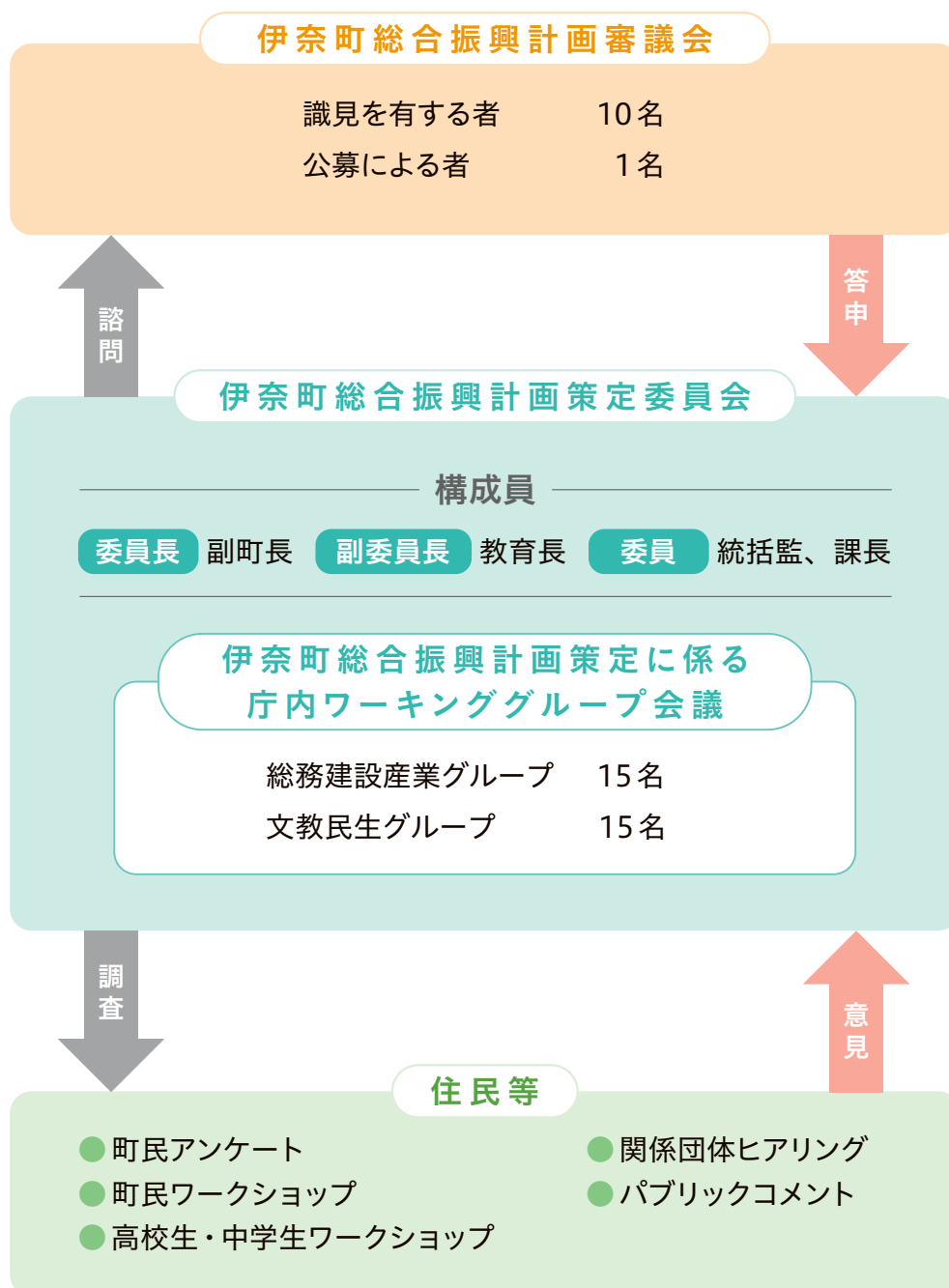
1 この訓令は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この訓令は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

5.伊奈町総合振興計画策定に係る 策定体制

策定体制イメージ（令和4年度～令和6年度）



6.伊奈町総合振興計画策定の経過

令和4年度	日程	名称
	令和4年 11月17日～12月7日	町民アンケート
	令和5年2月20日	若手職員ワークショップ
	3月10日	高校生ワークショップ(国際学院高等学校)
	3月13日	高校生ワークショップ(栄北高等学校)

令和5年度	日程	名称
	令和5年7月15日	町民ワークショップ(北地区)
	7月29日	町民ワークショップ(南地区)
	8月1日	第1回策定委員会(策定体制、スケジュール及びアンケートについて)
	8月1日	町長ヒアリング
	8月14日～8月16日	各課ヒアリング
	8月23日	関係団体ヒアリング(産業関連、スポーツ・文化・レクリエーション関連)
	8月28日	関係団体ヒアリング(地域活動関連、健康・福祉関連)
	8月30日	第1回庁内ワーキンググループ会議(策定体制、各調査等の概要、スケジュール及びアンケート結果等について)
	9月26日	第2回庁内ワーキンググループ会議(伊奈町基礎的調査(経過)報告書、各分野の課題と方向性(各課ヒアリングから)について)
	11月15日	中学生ワークショップ(伊奈中学校)
	11月24日	中学生ワークショップ(南中学校、小針中学校)
	11月27日	第3回庁内ワーキンググループ会議(基本構想(案)について)
	12月8日	第1回審議会(委員の委嘱、正・副会長の選任、総合振興計画の概要について)
	12月21日	第2回策定委員会(各種調査の概要について)
	令和6年1月22日	第4回庁内ワーキンググループ会議(基本構想(案)について)
	3月15日	第3回策定委員会(基本構想(案)について)

令和6年度	日程	名称
	令和6年5月9日	第4回策定委員会(基本構想(案)について)
	5月20日	第2回審議会(基本構想(案)について)
	7月18日	第5回庁内ワーキンググループ会議(基本計画(案)について)
	7月26日	第5回策定委員会(基本計画(案)について)
	8月8日	第3回審議会(基本計画(案)について)
	8月13日	第6回庁内ワーキンググループ会議(基本計画(案)について)
	8月20日	第6回策定委員会(基本計画(案)について)
	8月26日	第4回審議会(基本計画(案)について)
	9月20日～10月20日	パブリックコメント
	10月28日	第7回策定委員会(パブリックコメント、総合振興計画(案)について)
	11月1日	第5回審議会(パブリックコメント、答申(案)について)
	11月15日	審議会からの答申(総合振興計画(案)について(答申))

7.用語解説

五十音	用語	解説
あ 行	空き家バンク	売買や賃貸を希望する空き家の物件をお持ちの方から、物件情報を提供・登録していただき、本町への移住を希望されている方などへ物件情報や地域の情報を提供し、物件所有者と購入等を希望される方との橋渡しを行う制度のこと。
	伊奈備前守忠次	代官頭として武蔵国や東海道筋などの広範な地域の治水・灌漑工事や検地、新田開発、街道の整備などを行った人物。天正18年(1590)、徳川家康の関東入国に伴い、小室・鴻巣の地に領地を与えられた。慶長4年(1599)従五位下備前守となる。陣屋のあった場所は「伊奈氏屋敷跡」として県指定史跡となっている。
	伊奈町産米 応援プロジェクト	町の田園風景を守り、特別栽培(減農薬減化学肥料)や有機農業など環境保全型農業に取り組む農業者に対し、地元企業や地域住民が持続可能な価格で支える制度のこと。
	伊奈町見守り オレンジネットワーク事業	高齢者・障がい者・児童等とその家族が地域社会で安心して生活できるよう、地域の事業者(団体)が日常業務のなかで家庭を見守り、何らかの「異変」に気づいた際に、各相談窓口へ情報提供することで、必要な支援に早急につなげられるネットワークのこと。
	いな見守りONE TEAM 事業	認知症等により日常的に外出時の見守り支援等が必要な高齢者または障がい者等が行方不明となった場合、早期発見につなげられる支援制度のこと。「高齢者等見守りネットワーク事業」、「高齢者等見守りシール交付事業」、「高齢者等GPS機器導入補助金交付事業」、「伊奈町見守りオレンジネットワーク事業」の4つの事業を一体的に実施する。
	インクルーシブ教育	障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できるよう、障がいのある人となない人が共に学ぶ仕組みのこと。
	援農ボランティア	農業とのふれあいの機会を確保するとともに、農業者の作業負担軽減を図り、農業の全体的かつ持続的な発展に資することを目的に、農作業を手伝いたい方を援農ボランティアとして農家が受け入れる制度のこと。
	お年寄り世帯見守りたい	町内在住の概ね65歳以上の高齢者を、中学生以上のボランティアが見守る制度のこと。
	親亡き後	普段親の介護や支援を受けて生活している、障がい者やひきこもりの方などが、親が亡くなった後に生活を支える人がいなくなり、生活面や経済面で困難が生じること。

五十音	用語	解説
か 行	かかりつけ医・ かかりつけ薬局	身近な地域で日常的な医療を受けたり、あるいは健康の相談等ができる医師や薬局のこと。
	合併処理浄化槽	家庭から出るし尿処理だけに対応した単独処理浄化槽に代わり、生活排水(し尿、台所、風呂、洗濯等の雑排水)をすべて処理できる浄化槽のこと。平成13年以降、単独処理浄化槽の新規設置はできなくなっている。
	ガバメント クラウドファンディング	ふるさと納税制度を活用し、地方自治体が行うクラウドファンディングのこと。

五十音	用語	解説
か 行	規律ある態度	埼玉県教育委員会が定める、毎日の学校生活や家庭生活において必要な基本的な生活習慣や学習習慣のなかから、これだけは必ず身に付けさせたい基礎的・基本的な事柄のこと。発達の段階に応じた達成目標が設定されている。
	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を、社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。
	経常収支比率	毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されるものが占める比率。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。
	健康寿命	65歳に達した人が、健康で自立した生活を送ることのできる期間。具体的には、65歳到達から「要介護2」以上になるまでの平均的な期間を算出したもの(埼玉県算出方法に準ずる)。
	交通弱者	高齢者や障がい者など、自分で自動車の運転ができない人のうち、公共交通機関が不十分な地域に住んでいるため、買い物など日常的な移動に不自由を感じている人のこと。
	子ども食堂	地域住民等による民間発の取組として、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場のこと。
	コバトンALK00マイレージ	ウォーキングを通して健康づくりを促進する、埼玉県が提供しているアプリのこと。
	コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	保護者や住民が加わる「学校運営協議会」を置く学校。

五十音	用語	解説
さ 行	ジェンダー	生物学的性差と区別した、社会的文化的に作られる性別、性差。
	自主防災組織	地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織で、災害による被害を防止し、または、軽減するため、初期消火、避難誘導などの活動を行う組織。
	実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
	シティプロモーション	地方自治体が行う「宣伝・営業活動」のこと。地域のイメージ向上やブランドの確立を目指し、地元経済の活性化などを目的とした取組。
	シビックプライド	自分の住んでいる、働いているまちに対して「誇り」や「愛着」を持って、自らもこのまちを形成しているひとりであるという認識を持つこと。
	将来負担比率	地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
	人生100年時代	100歳まで生きることが当たり前となる時代。世界で長寿化が進むことにより、人々の生き方や働き方に変化が求められるようになると予測されている。
	3R	リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)の3つ言葉の頭文字のこと。これらの取組により、ごみを限りなく減らし、環境への負担軽減や資源の有効活用による循環型社会の実現を目指す。

五十音	用語	解説
た 行	ダイバーシティ	集団において年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好等、様々な属性の人が集まった状態のこと。
	ダブルケア	育児と介護を同時に担う状態のこと。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしい暮らしができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
	町民活動	地域の問題や社会的な課題に対して、住民が自主的・自発的に行う非営利で公共の利益に寄与する活動のこと。
	デジタルライゼーション	デジタル技術を用い、個別の業務やプロセスのデジタル化を図ること。
	デジタル・デバйд	インターネットを使える人とそうでない人との間で生じる情報格差のこと。
	デジタルリテラシー	デジタル技術に関する知識を持ち、活用できる能力のこと。
	デマンド交通	定時・定路線のバス運行に対して、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の形態の1つ。

五十音	用語	解説
な 行	二次救急医療	救急医療のレベルを表す指標。一次救急医療は外来のみで対応可能な場合や初期救急、二次救急医療は多くの場合入院による治療が必要となり、三次救急医療では重篤な患者が対象となる。
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

五十音	用語	解説
は 行	ハザードマップ	発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、避難場所等を表した地図。
	8050 問題	80代の親が、50代の子どもの生活を支えている状態のこと。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなることが問題となっている。
	ビッグデータ	コンピュータや通信機器などの高機能なデジタル機器が、仕事や暮らしに広く利用されることにより、日々刻々と記録されている様々なデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のある巨大なデータ群のこと。
	避難行動要支援者	大規模な災害が発生した際に、高齢者や障がい者などの要配慮者のうち特に支援を必要とする人のこと。
	フィルムコミッション事業	町のイメージアップと地域の活性化を目的に、映画・テレビ等のロケーション撮影支援を行う事業のこと。
	福祉避難所	災害時に、高齢者や障がい者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。
	フレイル	健康な状態と要介護状態の中間の段階にあり、年齢を重ねることにより、心身の働きが弱くなってきた状態を指す。

五十音	用語	解説
ま 行	マイナポータル	子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりするオンラインサービスのこと。
	マイナンバーカード	マイナンバー（社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される）を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるＩＣカードのこと。
	緑のトラスト保全地	埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末永く保全するために「さいたま緑のトラスト基金」を活用して公有化した土地。
	無線山	この地には、昭和８年に開局した旧国際電信電話（株）の小室受信所があったことから、「無線山」と呼ばれている。

五十音	用語	解説
や 行	やさしい日本語	専門用語などを簡単な言葉に置き換えたり、文章自体を短くしたりすることで、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。
	ヤングケアラー・若者ケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

五十音	用語	解説
ら 行	ライフサイクルコスト	製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額のこと。
	リカレント教育	学校教育から一旦離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていく大人の学びのこと。
	リスキリング	今の職業や新たな職業に就くために、時代の変化によって必要とされる、新たなスキルや知識を習得すること。
	６次産業化	第１次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第２次産業や第３次産業にも業務展開している経営形態。
	ロコラジ体操	ロコモティブシンドローム（運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態）予防に着目した下半身に効果的な体操と、全身に効果的なラジオ体操の呼称。

五十音	用語	解説
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って、働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

アルファベット

用語	解説
ACP	Advance Care Planning (人生会議) の略。将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、そのご家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組のこと。
AI	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。
AI-OCR	AI の特徴である機械学習を活用した OCR のことで、手書きや印刷した文字を、イメージスキャンにより認識し、PC 等で利用可能なデジタルの文字コードに変換するもの。
ALT	Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人。
DX	Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション) の略。進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
GIGAスクール構想	児童・生徒用の1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。
ICTリテラシー	コンピュータやスマートフォンなどの情報機器や、インターネットなどの通信ネットワーク、ネット上のサイトやサービスなどを活用し、自らの目的を達するための情報の取得や評価、加工、作成、公開、伝達などができる能力。
IoT	Internet of Things の略。世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
LGBTQ	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と自認する性の不一致)、クエスチョニング(自分の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人)の頭文字をとった、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。
PPP/PFI	Public Private Partnership と Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供に際して、従来のように公共が直接施設を整備せず、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。PFI は PPP の手法の一つ。
QOL	Quality of Life (生活の質) の略。生活を物質的な面から量的にとらえるのではなく、個人の生きがいや精神的な豊かさを重視して質的に把握しようとする考え方。
RPA	Robotics Process Automation の略。パソコン画面操作の自動化や蓄積されたデータの整理や分析などロボットによる業務自動化のこと。
SNS	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。
Well-Being	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、人々の満足度や充実、幸せなどを表すもの。

INA TOWN

Comprehensive Development Plan

伊 奈 町 総 合 振 興 計 画

2025 ≫ 2034

発行年月	令和 7 年 3 月
発行	埼玉県伊奈町
編集	伊奈町企画課
	〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地
T E L	048-721-2111 (代)
F A X	048-721-2136
U R L	https://www.town.saitama-ina.lg.jp/
制作	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所



INATOWN

Comprehensive Development Plan

伊奈町総合振興計画

2025 » 2034